

本州四国連絡高速道路（株）入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成28年1月26日（火） 本社11F 会議室	
出席委員	小林 秀一（弁護士） 白土 博通（大学教授） 泉水 文雄（大学教授）	
審議対象期間	平成27年4月1日～平成27年9月30日	
抽出案件	抽出案件 5 件	件名
条件付一般競争	2 件	・神戸管内交通規制等補助業務 ・平成27年度大鳴門橋橋梁灯他設備更新工事
公募型競争	1 件	・櫃石島橋他1橋耐震性能照査業務
指名競争	1 件	・下津井瀬戸大橋（高架部）耐震補強工事
グループ会社契約	1 件	・平成27年度計数管理システム改修（セキュリティ強化対応）業務
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する応答等	・別紙のとおり	・別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	・意見の具申、勧告はなかった。	

意見・質問	回答（説明を含む）
<p>①入札方式別発注業務について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul> <p>②指名停止等運用状況について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul> <p>③条件付一般競争（神戸管内交通規制等補助業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は単価契約であるが、予定価格はどのように算出しているのか。</li> <li>・ 落札率が約67%と低いが、入札金額は妥当なものなのか。</li> <li>・ 低入札価格調査は行っていないのか。</li> </ul> <p>④条件付一般競争（平成27年度大鳴門橋橋梁灯他設備更新工事）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件において更新する橋梁灯及び橋脚灯については、汎用品ではなく、特殊なものか。また、それにより、入札参加可能業者も限定されるのか。</li> <li>・ 予定価格を下回っている業者は、3者中1者のみである。機器を調達できる業者も限られてくることから、入札価格については、業者間でそれほど差が出ないのではないか。</li> <li>・ 何年を周期として更新工事を実施しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単価に発注予定数量を乗じることにより算出している。</li> <li>・ これまでにも同社との契約実績もあり、業務の履行にも問題なく、妥当なものであると認識している。</li> <li>・ 本件は調査対象外である。入札後に競争参加資格の有無等を確認するための審査を行っており、当該審査において、入札条件に関して当社と業者との間で錯誤が生じていないか、確認を行っている。</li> <li>・ 所掌の海上保安部の認定が必要なものであるため、特殊なものであり、それによって入札参加可能業者は限定される。</li> <li>・ 予定価格については、業者からの見積り及び当社の標準的な積算基準に基づいて算出している。業者がどのように積算をしているかについては、通常の入札においては調査等までは行っていない。</li> <li>・ 30年を目途としており、今回の更新対象である、大鳴門橋及び撫養橋については、</li> </ul>

**⑤公募型競争（樫石島橋他1橋耐震性能照査業務）**

・ 価格評価点の算出方法を教えてほしい。

・ 技術評価については、誰が評価しても同じ結果となるような評価方法なのか。

・ 複数の者が評価点を算出し、そのばらつきを見て、評価基準、評価項目等の良否を確認するということを実施している機関もあると聞いている。本四高速においても、評価の基準を見直す等、制度の改正は行っているのか。

**⑥指名競争（下津井瀬戸大橋（高架部）耐震補強工事）**

・ 入札参加者について、43者を指名しているが、2者のみの参加となっている。入札を辞退した原因については把握しているか。

・ 不落への対応として、積算基準の見直しなどは行っていないのか。

今回、供用以来、初めて更新工事を実施する。

・ 価格評価点は100点を満点とするもので、落札率が100%の場合は75点、落札率が75%に近づくほど価格評価点は高くなり、75%で最高点の100点となる。それより落札率が下がると、品質確保の観点から価格評価点は下がり、落札率が50%以下の場合は0点となる。

算出方法については、先般見直しを行い、現在は、落札率が75%以上80%以下の場合に100点となるよう設定している。

・ 発注審査委員会（又は技術審査会）という、参加資格要件、技術的事項等を確認する委員会において、合議制により技術評価点を決定している。技術評価点は、評価する人間によって点数が変わることのないよう、ある程度定量的な基準に基づいて算出できるものである

・ 複数の者が評価点を算出する方法にも一利あると思われるが、当社においては、一定の評価基準に基づいて評価点を決定することとしている。評価基準については、必要の都度、改良を加えてきているところである。

・ 耐震補強工事については、工事内容が複雑であることから、過去より不調又は不落が多く、人気のある工種ではない。また、工期が長期間に渡る工事であるため、技術者を設置できない等の理由もある。

・ 労務単価を最新のものに対応させる等の対応を行っているところである。また、従

前は不調又は不落により契約に至っていなかったが、本件の方式と同様である協議合意方式を導入した結果、契約締結に至ったという案件が多く存在する。

**⑦グループ会社契約（平成27年度計数管理システム改修（セキュリティ強化対応）業務）**

・セキュリティ対策後の実効性の確認については、本業務に含まれているのか。

・本件は、システムを入れ替えるというものではなく、セキュリティ強化のみを実施するという、付加的な業務か。

・重要なシステムのセキュリティに関する業務であるためにグループ会社に発注することであるならば、グループ会社には、自前でシステムを設計できるような社員が存在するのか。

・本業務を実施することとなったきっかけはあるのか。

・システム運用業務で実施。

・そのとおりである。

・グループ会社内に開発部門がある。

・情報セキュリティを脅かす事象が社会問題となっており、当社においてもより一層のセキュリティ強化を施すことを目的として、実施した業務である。

**⑧電子入札について説明**

・特になし